

令和5年度大衡村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本村における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、村長部局、議会事務局、教育委員会及びその他の行政委員会等（以下「村の全ての部署」という。）が発注する物品等とする。

3 調達の基本方針

- (1) 村の全ての部署は、予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うため、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。
- (2) 村の全ての部署は、物品等の調達にあたっては、宮城県内の障害者就労施設等を優先して調達の推進を図るものとする。

4 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次に掲げる障害者福祉サービス事業所及び障害者支援施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所 A 型及び B 型
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法施行例（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 特例子社会（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく子会社の事業）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）
 - ① 障害者である労働者の数が5人以上
 - ② 労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上
 - ③ 障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)
- イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

5 調達する物品等及び目標

障害者優先調達推進法第9条第2項の規定による障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標額は、次のとおりとする。

令和5年度調達目標

- ・物品(事務用品、小物雑貨、食料品、その他) 96千円

6 物品等の調達方針及び実績の公表

- (1) 物品等の調達方針を策定し、又は見直したとき、村ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 物品等の調達実績については、会計年度終了後、村ホームページ等により公表するものとする。

7 担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。